

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第六十八条の十第一項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条の七第一項及び第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第三十九条第一項」の下に「及び第四項」を加える。

第三十九条の見出し中「の緊結」を削り、同条に次の二項を加える。

3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第八十一条第一項第三号及び第八十二条の五第七号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

第二百二十九条の二の四第一号中「並びに第二百二十九条の八第一項」を「、第二百二十九条の八第一項並びに第二百二十九条の十二第一項第六号」に改める。

第二百二十九条の四第二項第四号中「国土交通大臣が定めた限界安全率」を「限界安全率」に改め、同条第三項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 釣合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

第二百二十九条の十一を次のように改める。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 第二百二十九条の七第四号、第二百二十九条の八第二項第二号又は前条第三項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇

降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

第二百二十九条の十二第一項第二号及び第五号中「勾配」を「勾配」に改め、同項に次の一号を加える。

六 地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする事。

第二百二十九条の十二第二項中「第三項第五号」の下に「から第七号まで」を加える。

第三百三十六条の二の十一第二号の表(八)の項中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同表(九)の項中「第一項第一号」の下に「及び第六号」を加える。

第三百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イ中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

第三百三十九条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十九條まで」を「第三十八條まで、第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第四百十条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第四十一

条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条」に改める。

第四百十一条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十条の三から」の下に「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条から」を加える。

第四百十二条第二項中「第三十九条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項」に、「及び第七章の八」を「並びに第七章の八」に改める。

第四百十三条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十九条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第四百十四条第二項の表第二百二十九条の四の見出し、同条第一項（第二号を除く。）、第二項第三号及び第四号並びに第三項（第五号を除く。）並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項の項中「第五号」を「第七号」に改め、同表第二百二十九条の四の項を削り、同表第二百二十九条の四第一項の項を次のように改める。

第二百二十九条の四第一項	かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（	客席部分を支え、又は吊る構造上主要な部分（摩損又は疲労破壊を
--------------	-------------------------	--------------------------------

生ずるおそれのある部分に限る。

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第一項の項の次に次のように加える。

第百二十九条の四	かご及び主要な支持部分	主要な支持部分
第百二十九条の四第一項第一号ロ 、第二項第四号並びに第三項第二号及び第四号	かご	客席部分

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第一項第二号の項中「エレベーター、」を「かごを主索で吊るエレベーター、」に、「遊戯施設その他」を「客席部分を主索で吊る遊戯施設その他」に改め、同表第百二十九条の四第二項第一号の項を次のように改める。

第百二十九条の四第二項第一号	次条に規定する荷重	次条第一項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重
床版及び枠（以下この条にお	主要な支持部分並びにかごの	主要な支持部分

	いて「主要な支持部分等」という。）	
--	-------------------	--

第四百四十四条第二項の表第二百二十九条の四第二項第一号の項の次に次のように加える。

第二百二十九条の四第二項第二号及び第二号	主要な支持部分等	主要な支持部分
----------------------	----------	---------

第四百四十四条第二項の表第二百二十九条の四第二項第二号の項の次に次のように加える。

第二百二十九条の四第二項第二号	主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、二以上	二以上
-----------------	--	-----

第四百四十四条第二項の表第二百二十九条の四第三項第五号の項中「第三百二十九条の四第三項第七号」に改める。

第四百四十四条の二の表(一)の項中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同表(二)の項中「第一項第一

号」の下に「及び第六号」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 この政令による改正後の建築基準法施行令（以下この項において「新令」という。）第三十九条第三項及び第二百二十九条の十二第一項第六号の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。

### (罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

地震に対する建築物の安全性の確保を図るため、天井、エレベーター及びエスカレーター等の構造方法に係る基準を強化する等の必要があるからである。